

江戸川区立小中学校 ICT 総合活用支援業務委託 事業者選定プロポーザル 実施要領

1 趣 旨

この要領は、江戸川区立小中学校 ICT 総合活用支援業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定するに当たり、公正かつ適正に審査を実施するため、必要な事項について定めるものである。

2 業務名

江戸川区立小中学校 ICT 総合活用支援業務委託

3 業務内容

江戸川区立小中学校 ICT 総合活用支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、各年度の事業内容を評価し一定の評価が得られた場合、最長で2事業年度（令和9年4月1日から令和11年3月31日まで）継続して随意契約を締結する場合がある。ただし、2事業年度の随意契約締結を保障するものではない。

5 受託候補者選定方式

公募型プロポーザル方式

6 提案上限額

江戸川区立小中学校 ICT 総合活用支援業務委託費

金 年額 341,000,000 円（税込）

提示された見積額が上記上限額を超えた場合、審査対象としない。

7 本プロポーザルに参加することができる者の資格

本業務への取組意欲及び業務遂行能力を有した法人等であり、参加申込書提出日現在、以下に掲げるすべての要件を満たす事業者を対象とする。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

- (2) 江戸川区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 国税及び地方税の全部又は一部について未納がないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てをしていないこと及び民事再生法に基づき、再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 暴力団（江戸川区暴力団排除条例（平成 24 年 7 月江戸川区条例 37 号）第 2 条第 1 号に指定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にないこと。
- (6) 江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 10 月 1 日施行）に規定する入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 本委託業務のうち、ICT 支援業務に関して、他自治体で 5 年以上の業務実績・経験を保持していること。
- (8) 過去に官公庁における契約途中の業務解除がなされていないこと（ただし、発注者の責めに帰す事由による解除は除く）。

8 スケジュール

項 目	期日等
公告日（公募開始）	令和 7 年 10 月 3 日（金）
質問票（様式 6）受付締切	令和 7 年 10 月 9 日（木）午後 5 時
質問票回答	令和 7 年 10 月 15 日（水）
参加申込書及び参加資格確認書 受付締切	令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 5 時
企画提案書等 受付締切	令和 7 年 10 月 22 日（水）午後 5 時
書類選考（一次審査）結果通知 プレゼンテーション選考（二次審査）通知	令和 7 年 10 月 31 日（金）
プレゼンテーション選考（二次審査）実施	令和 7 年 11 月 13 日（木）
最終審査結果の通知	令和 7 年 11 月下旬
契約内容協議 開始	令和 7 年 12 月上旬
ICT 総合活用支援業務委託 開始	令和 8 年 4 月～

9 質問票の提出と回答

- (1) 質問票（様式 6）の提出期間

令和 7 年 10 月 3 日（金）～10 月 9 日（木）午後 5 時

- (2) 提出方法

質問票（様式 6）を作成の上、以下のメールアドレスへ電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後は、事務局に必ず電話で連絡すること。

【提出先】 2811150@city.edogawa.tokyo.jp

(3) 注意事項

件名は「【社名】江戸川区立小中学校 ICT 総合活用支援業務委託に関する質問」とし、本文に社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

電話若しくは口頭又は FAX など、9 (2) に記載した方法以外による質問は、理由を問わず受け付けず、回答も行わない。

質問票の提出期限は、令和 7 年 10 月 9 日 (木) 午後 5 時までとする。期限以降に受信したものについては、理由を問わず回答を行わない。

本区は電子メールの誤送信やインターネット通信障害等、理由を問わず提出期限を延長しない。また、発生した事故について、一切の責任を負わない。

(4) 回答期日

令和 7 年 10 月 15 日 (水) 予定

(5) 回答方法

回答は本区のホームページ【 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/> 】上で、公表する。電話若しくは口頭又は電子メールでの回答は、一切行わない。

回答にあたり、質問を行った事業者名は公表しない。

また、以下の事項に関する質問については、回答を行わない。

ア 意見の表明と解されるもの

イ 仕様書を含め本業務委託のプロポーザルに関する要望と解されるもの

ウ 質問の内容・趣旨が不明確なもの

エ 本区の質問に対する回答への再質問

オ その他本業務委託のプロポーザルに関する質問と解することができない質問

10 提出書類の提出期限並びに提出先及び提出方法

(1) 提出期間

参加申込書【様式 1】及び参加資格確認書【様式 2】

令和 7 年 10 月 3 日 (金) ~ 10 月 17 日 (金) 午後 5 時

企画提案書、業務実績書【様式 4】及び見積書【様式 5】

令和 7 年 10 月 3 日 (金) ~ 10 月 22 日 (水) 午後 5 時

(2) 提出方法

参加申込書【様式 1】及び参加資格確認書【様式 2】

当該データを PDF 化の上、上記 9 (2) に記載のメールアドレスに提出すること。

なお、電子メール送信後は、事務局にその旨を必ず電話で連絡すること。

企画提案書、業務実績書【様式 4】及び見積書【様式 5】

以下の窓口へ持参するか、簡易書留により郵送すること。

【送付先】 132-8501 東京都江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所南棟 4 階 3 番窓口
教育委員会事務局 教育推進課 ICT 推進係

(3) 提出書類

No.	提出書類	備考・留意点	提出期限
1	参加申込書	様式 1	10 月 17 日
2	参加資格確認書	様式 2	午後 5 時
3	企画提案書	A 4 サイズ、任意様式とする。表紙を除いて両面 10 枚以内にまとめ、ページ番号を付与すること 文字の大きさは 12 ポイント以上とする 正本 1 部、副本 11 部とし、それぞれ様式 3 を表 紙として使用すること	10 月 22 日 午後 5 時
4	業務実績書	様式 4	
5	見積書	様式 5	

(4) 注意事項

書類の提出期間は 10 (1) に記載のとおりとし、提出期間以降に提出されたものは、理由を問わず受け付けない。書類によって提出期限が異なるため、注意すること。

書類の提出に際して、製品カタログ等、提出書類以外の資料提出は認めない。ただし、プレゼンテーション選考において、説明用資料として製品資料を投影することは妨げない。

書類の提出に際して、10 (2) に記載した方法以外による提出は、理由を問わず受け付けない。

本区は電子メールの誤送信やインターネット通信障害、公共交通機関の遅延など、理由を問わず、提出期限を延長しない。また、発生した事故について、一切の責任を負わない。

(5) 企画提案書作成上の注意事項

体裁は、可能な限り「A 4」サイズに統一すること。

イラスト等を活用の上、分かりやすく記載し、次の項目は、必ず記載すること。

ア 他自治体における実績等

イ 本業務の運営体制 (1 校当たりの月間訪問数、配置予定の ICT 支援員数)

ウ 本業務に従事予定の ICT 支援員のスキル及び経験

エ 学習者用・教員用 1 人 1 台端末環境を含めた ICT 活用を推進する独自提案

オ 本業務において設置するヘルプデスクの体制

カ 小中学校クラウド学習サービスの名称、概要、内容、特長等

キ 保護者連絡ツールの概要、内容、特長等

ク その他付属するサービスがある場合にはそれらについて

正本には、会社名、代表者役職・代表者氏名、担当者・連絡先を明記し、代表者印を押印し、副本には、会社名、代表者役職、代表者氏名、代表者印、ロゴ又はその他応募者を特定・類推可能な情報を表示しないこと。

11 審査体制について

江戸川区立小中学校 ICT 総合活用支援委託事業者選考委員会設置要領に基づき「江戸川区立小中学校 ICT 総合活用支援業務委託事業者選考委員会」を設置する。本委託業務の事業者選定に係るすべての審査は、選考委員会が行う。なお、選考委員の構成は発表しない。

12 書類選考（一次審査）について

提出書類に基づき、参加条件を満たすか否かを含め、書類選考を行う。選考結果は、合否に関わらず、全事業者へ令和7年10月31日（金）に、参加申込書【様式1】に記載された連絡先へ通知し、書類選考に合格した事業者をプレゼンテーション選考の対象とする。

13 プレゼンテーション選考（二次審査）について

書類選考に合格した事業者を対象に、プレゼンテーション選考を実施する。

（1）実施日

令和7年11月13日（木）

（2）実施場所及び時間

書類選考に合格した事業者へ、書面通知する。

（令和7年10月31日（金）に通知予定）。

（3）出席及び説明者

本委託事業に係る担当者及び責任者の出席者が望ましい。

（4）実施方法

企画提案書等に基づき実施すること。

プロジェクターを用い、スクリーン投影による説明も可とする。

スクリーン投影による説明を実施する場合、プロジェクター及びスクリーンは本区で準備するが、パソコン等の機器は、事業者が用意すること。

1社の持ち時間は、プレゼンテーション：20分以内、質疑応答：10分以内の計30分程度とし、企画提案内容に基づいた説明をすること。

14 提案内容の評価基準について

別紙1「本プロポーザルに係る審査評価基準」を参照すること。

15 契約予定事業者の決定

評価基準に基づき算出した総合得点により、令和7年11月下旬を目途に優れた提案者として、第1位優先協議者から第3位優先協議者まで決定する。なお、審査結果は、審査を実施した全ての事業者に書面通知する。

16 審査結果の公表

結果は本区のホームページ【 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/> 】で公表し、審査結果の詳細に関する問い合わせ等には、一切応じない。

17 選定決定の取り消し

優先協議者選定後であっても、当該優先協議者が応募資格に該当しない事由等が明らかになった場合、選定決定を取り消すことがある。また、企画提案内容に虚偽又は重大な瑕疵があった場合、当該企画提案を無効とし、優先協議者であっても、本区はその選定決定を取り消すことができるものとする。

18 契約の締結

契約締結にあたっては、選定された企画提案内容の全てをそのまま実施することを約束するものではない。業務委託内容の詳細について別途協議を行い、企画提案内容の一部を変更して、契約締結を行うことがある。

19 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて公募する小中学校クラウド学習サービス及び一斉メール機能は、自社製品のみならず、他社製品の調達及び提案も可能とする。
- (2) 本委託契約は「江戸川区公契約条例」の規定が適用されるため、**別紙2**「江戸川区公契約条例の適用について」を参照すること。
- (3) 本プロポーザルの応募に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円、時刻は日本標準時刻とする。
- (4) 本プロポーザルの応募に係るすべての費用（書類作成費、交通費等、名称のいかんは問わない）は、応募事業者の負担とし、優先協議者に選定された後も、本区が負担することはない。

なお、本委託事業に係る予算が本区議会で議決されない場合又はその他の理由により本事業が実施できなくなった場合、どの事業者とも契約締結を行わないことがある。

- (5) 本プロポーザルの応募に関して提出された書類に関する著作権等の知的財産権及び肖像権はそれぞれの応募事業者に帰属するが、本区へ提出された書類については、いかなる理由があっても返却しない。

また、本区は関係法令及び関係条例規則等に定めるほか、本委託事業の契約予定事業者の選定目的以外で、応募事業者から提出された書類を使用又は第三者に提供することはない。

- (6) 本区が提示する仕様書等の資料一式は、本プロポーザルの応募を検討すること以外での使用は一切認めない。また、応募事業者は、選定決定に至らなかったときは各社の責任において、当該資料を破棄するものとし、各社は応募にあたって、知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 本区へ提出した書類は、変更することができない。ただし、提出した書類に不備・不明確な部分等があり、かつ、本区が変更を求めた場合は、この限りではない。
- (8) 参加申込書(様式1)の提出後に応募を辞退する場合は、辞退表明書(様式7)を提出しなければならない。なお、この場合であっても、上記(5)に記載のとおり、提出された書類は一切返却しない。

20 事務局

担 当：教育委員会事務局 教育推進課 ICT 推進係

住 所：〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号

電 話：03-5662-0730(直通)

本プロポーザルに係る審査評価基準

別紙 1

本プロポーザルにおける審査は、下記の各項目に重点を置いて実施する。

項目	評価するポイント
1 企業評価	
受託事業実績 及び業務理解	<ul style="list-style-type: none"> ・本 ICT 支援業務において、他自治体で 5 年以上の経験を保持していることにつき、実績が十分か。 ・本事業の仕様書を十分に理解し、本区が求めていることを正確に把握していると認められるか。
2 業務実施体制	
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・豊富な経験や実績を有した ICT 支援員のほか、責任者の設置等、本区が求める質の高い ICT 支援業務を期待できるか。
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体で培ったノウハウ等を十分に活用する等、高い業務遂行能力があると判断できるか
3 企画提案内容評価	
ICT 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学習者用・教員用 1 人 1 台端末環境を踏まえて、本区や学校全体の ICT 活用を推進する独自提案がされているか。 ・活用状況や児童生徒の実態変容の把握に関する独自提案がされているか。
支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員の採用方針や育成方針について、具体的に示されているほか、本区が求める支援員の配置数・担当制・訪問回数等について、実現可能なものになっているか。
教員の自立促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT を教員が自立して活用できることを目標として、その実現に向けた取組が計画的かつ具体的に提案されているか。また、それに向けて提案されている研修会の実施は効果的なものが提案されているか。
障害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務における障害対応、連絡体制、緊急時対応及び課題管理が具体的に提案されているか。
ヘルプデスク	<ul style="list-style-type: none"> ・本区が求める質の高いヘルプデスクの設置及びその運営が期待できるか。
追加提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び本区にとって、効果的または魅力的な提案がされており、その確実性も担保できているか。
4 小中学校クラウド学習サービス	
	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の要件を満たしているほか、教員のみならず、児童生徒に分かりやすいものを提案しているか。 ・学校現場で効果的かつ積極的に活用できるものであるほか、当該具体的な活用方法を提案しているか。 ・個人情報保護及びセキュリティ対策が適切に構築されているか。
5 その他の付帯サービス	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本プロポーザルにおいて必須の一斉メール配信機能については、教員のみならず、保護者等にも分かりやすいものを提案しているか。 ・その他の付帯サービスについて。
6 価格	
価格	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書要件を満たし、独自提案を含めた額が上限額以下となっているか。
7 プレゼンテーション評価（二次審査実施事業者のみ）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本区と協働して、教育の情報化を推進していく熱意や意欲が感じられるか。 ・本区の教育の現状・課題等を十分に理解し、独自の提案が行われているか。

江戸川区公契約条例の適用について

江戸川区では、公契約条例の適用対象案件に従事する労働者の労働報酬下限額を設定するとともに、労働環境等の確認を行うなどの規定を整備しました。

本案件は、江戸川区公契約条例の規定が適用され、受注者は、労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等の支払いや労働環境等を確認するための書面を区へ提出することなどが義務付けられます。

なお、労働報酬下限額につきましては、契約を締結する年度の労働報酬下限額が適用されます。

概要や詳細は、江戸川区ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【ホームページ掲載場所】

トップページ（事業者向け情報） > しごと・産業 > 入札・契約情報 > 公契約条例関連情報 > 江戸川区公契約条例における労働環境等の確保に係る実施手続について

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e012/shigotosangyo/nyusatsukeiyaku/kokyotyotatukihonjorei/>

（関連資料）

- ・公契約条例制度説明会資料（令和3年9月24日）
- ・令和7年度江戸川区公契約条例労働環境等の確保に係る実施手続の手引き
- ・江戸川区公契約条例に基づく労働環境等の確認に関する特記事項（契約書または協定書の一部として綴られます）

（公契約条例に関する問い合わせ先）

総務部契約課契約係
03（5662）1005